

# Business Partner office NEWS

## 法律相談Q&A

### — 特別加入者に対する休業補償給付 —

Q: 当社で発生した業務災害で従業員が休業し、給与の支払いがないため休業補償給付を受けています。私は取締役で労災保険の特別加入をしていますが、私が業務災害にあっても、役員報酬を受けているため休業補償給付は受けられないということになるのでしょうか？

A: 労働者が休業している場合、就業規則等に基づき賃金の欠勤控除が行われますが（ノーワーク・ノーペイ）、その休業の原因が労災による場合は、  
\*業務上の負傷又は疾病による療養で  
\*労働することができないため  
\*賃金を受けない日の第4日目から  
労災保険の休業補償給付が支給されます。

一方、取締役は労働者に該当せず、その取扱いは報酬や休職等も含め労働者とは異なります。税法上の問題もあり、役員報酬の欠勤控除（減額）は実際にはあまり行われていないでしょう。

ただし、中小企業主等の特別加入者は休業補償給付を受けられないというわけではありません。特別加入者の休業補償給付については、

「**所得喪失の有無にかかわらず、業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業について全部労働不能**であること」

が支給事由となるとされています。つまり、対象となる業務又は作業等について**全部労働不能**であれば、役員報酬が全額支払われていても休業補償給付は受けられるのです。

この**業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業**については、特別加入申請書の**業務の内容欄（一般の労働者に準じた具体的な業務内容等）**に記入した内容をもとに判断されます。



## 最近のニュースから

### 社員の健康増進を図る中小向け補助金創設

厚生労働省は2024年度、社員の健康増進を促す中小企業に対して補助金を出す。理学療法士ら専門家による体力チェックや運動を実施するなどした場合に、費用の4分の3を給付（上限100万円）するもので、対象となる労働者の年齢は問わない。実施計画の受付を開始し、審査を経て補助を決定する。

### 特定技能外国人の受入れ

#### バス・タクシー・トラックも対象

政府は閣議決定で、特定技能制度の運用に関する基本方針の一部変更により、在留資格「特定技能1号」の対象に自動車運送事業、鉄道、林業、木材産業の4分野を追加することを決定した。今夏から段階的に受入れを始める。これにより、特定技能1号の対象は計16分野となる。

### テレワーク中の長時間労働で労災認定

テレワークでの長時間労働により適応障害を発症したとして、補聴器メーカーに勤務する50歳の女性が、横浜北労働基準監督署から労災認定された。女性の代理人弁護士が記者会見で明らかにした。テレワーク中の過重労働による労災認定は異例という。事業場外みなし労働時間制が適用されていたが、上司から頻りに業務上の連絡等がありパソコンから離れられない状況で、労基署は同制度の適用を違法と判断。発症前2カ月間の時間外労働が月100時間を超えていたことなどから認定されたとのこと。

～ 日本法令 社労士情報サイト より～

### 【夏季休暇のお知らせ】

8月13日（火）～8月16日（金）まで夏季休暇とさせていただきます。